

JIS

リスクマネジメントー原則及び指針

JIS Q 31000 : 2010
(ISO 31000 : 2009)

平成 22 年 9 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	飯塚悦功	東京大学
(委員)	安倍徹	社団法人日本能率協会
	市川昌彦	有限会社環境 ISO システムサポート研究所
	稲葉敦	工学院大学
	岩本佐利	社団法人日本電機工業会
	大橋守	社団法人日本鉄鋼連盟
	岡本裕	財団法人日本規格協会
	河村真紀子	主婦連合会
	梶屋俊幸	パナソニック株式会社
	久保真	財団法人日本適合性認定協会
	下井泰典	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (株式会社日本環境認証機構)
	高田道広	財団法人日本規格協会
	椿広計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	戸田博章	社団法人産業環境管理協会
	中條武志	中央大学
	福丸典芳	有限会社福丸マネジメントテクノ
	村川賢司	前田建設工業株式会社
	米岡優子	ベリージョンソン レジストラー株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.9.21

官 報 公 示：平成 22.9.21

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会 (委員長 飯塚 悦功)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット管理システム標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
2 用語及び定義	4
3 原則	9
4 枠組み	10
4.1 一般	10
4.2 指令及びコミットメント	11
4.3 リスクの運用管理のための枠組みの設計	12
4.4 リスクマネジメントの実践	14
4.5 枠組みのモニタリング及びレビュー	14
4.6 枠組みの継続的改善	14
5 プロセス	14
5.1 一般	14
5.2 コミュニケーション及び協議	15
5.3 組織の状況の確定	16
5.4 リスクアセスメント	18
5.5 リスク対応	19
5.6 モニタリング及びレビュー	21
5.7 リスクマネジメントプロセスの記録作成	21
附属書 A (参考) 高度リスクマネジメントの属性	22
附属書 JA (参考) JIS Q 2001:2001 とこの規格との対比	24
附属書 JB (参考) 緊急時対応への事前の備え	26
解 説	30

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 2001:2001** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

リスクマネジメント—原則及び指針

Risk management—Principles and guidelines

序文

この規格は、2009年に第1版として発行されたISO 31000を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所、附属書JA及び附属書JBは、対応国際規格にはない事項である。

あらゆる業態及び規模の組織は、自らの目的達成の成否及び時期を不確かにする外部及び内部の要素並びに影響力に直面している。この不確かさが組織の目的に与える影響を“リスク”という。

組織のあらゆる活動には、リスクが含まれる。組織は、リスクを特定し、分析し、自らのリスク基準を満たすために、リスク対応でそのリスクを修正することが望ましいかを評価することによって、リスクを運用管理する。このプロセス全体を通して、組織は、ステークホルダとのコミュニケーション及び協議を行い、更なるリスク対応が必要とならないことを確実にするために、リスク及びリスクを軽減するための管理策をモニタリングし、レビューする。この規格は、この体系的かつ論理的なプロセスを詳細に記述するものである。

いかなる組織もある程度リスクを運用管理しているが、この規格では、リスクマネジメントを効果的なものにするために満たされる必要のある幾つかの原則を確定している。この規格は、リスクの運用管理のためのプロセスを組織の全体的な統治、戦略及び計画策定、運用管理、報告プロセス、方針、価値観並びに文化の中に統合することを目的とした枠組みを、組織が構築、実践及び継続的に改善することを推奨している。

リスクマネジメントは、あらゆる時点で、数多くの領域及び階層において、組織全体に適用することも、特定の部門、プロジェクト及び活動に適用することもできる。

今まで数多くの産業分野において、多様なニーズに応えるためにリスクマネジメントの実務が展開されてきたが、包括的な一つの枠組みの下に一貫したプロセスを採択することによって、組織全体にわたってリスクを効果的、効率的及び首尾一貫した形で運用管理することを確実にするための援助ができるようになる。この規格に記述する一般的な取組みでは、あらゆる範囲及び組織を取り巻くあらゆる状況において、体系的で、透明性があり、かつ、信頼できる形で、あらゆる形態のリスクを運用管理するための原則及び指針を提供する。

リスクマネジメントの対象となる各産業分野又は各適用分野には、それぞれに個別のニーズ、対象者、認知及び基準がある。この規格の主要な特徴は、“組織の状況の確定”を、この一般的なリスクマネジメントプロセスの開始時点で行う活動として含めている点にある。組織の状況の確定によって、組織の目的、組織が自らの目的を達成しようとする状態を取り巻く環境、組織のステークホルダ及びリスク基準の多様性を把握することとなり、これらすべては、組織のリスクの特質及び複雑さを明らかにし、アセスメント